

# 札幌市が指定した小学校区に新規開設した事業所の特例に関する要綱

制定 令和7年2月5日（子ども未来局長決裁）

## （趣旨）

**第1条** この要綱は、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、札幌市が指定した小学校区に新規開設した事業所（以下「新規事業所」という。）が、実施要綱第3条に規定する助成対象児童数10人未満で事業開始した場合の取扱いを定めるものとする。

## （取扱い）

**第2条** 新規事業所が、対象児童数10人未満で事業を開始した際、こども家庭庁長官から、「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別添1の11(1)③に該当すると認められる場合は、実施要綱第5条第2号を満たしているとみなし、当該新規事業所を「民間児童育成会」に準ずる扱いとし、札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の対象とする。

## （助成金）

**第3条** この要綱を適用する場合、交付要綱別表1の構成する児童数「10～19人」は「1～19人」に読み替えるものとする。

## （期間）

**第4条** 新規事業所を民間児童育成会に準ずる扱いとする期間（以下「対象期間」）は、こども家庭庁長官から承認期間の指定がない限りは、3年とする。ただし、こども家庭庁長官の承認期間が3年未満の場合は、こども家庭庁長官の承認期間を対象期間とする。

2 年度当初に対象児童が10人以上となった年度からは、民間児童育成会として実施要綱を適用し、以降この要綱は適用しない。

## 附則

1 この要綱は令和7年2月5日から施行し、令和6年度分については令和6年4月1日まで遡及して適用する。